

労働運動委員会ニュース

No. 2 1 1 2018年9月28日

発行責任者 宮川 敏一
東京都千代田区神田神保町 2-10 三辰工業ビル 3階
TEL (03) 6380-9960 FAX (03) 6380-9963
E-mail miyakawa@sinsyakai.or.jp

新社会党労働運動委員会第23回全国総会

- ◆と き : 11月17日(土)14:00 ~18日(日)12:00
- ◆と ころ : 箱根路「開雲」 小田急線箱根湯本駅下車
神奈川県足柄下郡箱根町湯本521
TEL: (0460) 85-6678
- ◆参加費 : 15,000円

地域ユニオン党員協議会第10回全国総会

- ◆と き : 11月17日(土)11:30 ~ 13:30
- ◆と ころ : 箱根路「開雲」



安倍政権は、「人手不足」の名の下に、外国人労働者を安易に受け入れ、事を足そうとする。鳥井さんは、これらを含め、ザックリと見解をただして真実を語った。

劣悪の中で働く外国人労働者 人権侵害・奴隷労働の廃絶を

労働運動委員会の主催で、鳥井一平氏（移住者と連帯する全国ネットワーク代表理事）を招き、「外国人労働者の雇用状況と今後の課題」をテーマに講義を受けた。9月15日、東京神保町区民館の会議室を満席にする35人が詰めかけた。

鳥井さんは、「炎のオルグ」と呼ばれ、外国人・移住者の権利保護の草分けであり、「人身売買と闘うヒーロー」として米国税務省から表彰も受けた。これま

での実践から、日本の歪んだ移住労働者への政策を鋭く批判をした。また、日本人は外国人労働者への偏見がある。実際は、外国人労働者の犯罪率は少ない。せっかく大金をかけて日本に

JPネット大阪

現場労働者といかに繋がるのか

「自分で作った運動でなければ組織はできない」の思いで、「JPネット大阪」は立ち上がった。現役と退職者が問題意識を共有する運動体をつくる。「退職したから、職場状況はわからない」など自信たっぷりに答える仲間が少なくない。それではいけない。職場を支え運動を作ってきた財産

来て犯罪を犯すメリットはない。一部を取り上げて炎上させる輩は少なくない。人権侵害・奴隷労働の語りは辛かった。「時給300円、毎月の残業230時間」想像を絶する。布団をリースと表して月60000円を控除する。パスポートを取り上げ帰国させない。このような実態の改善なしに外国人労働者の受け入れはできない。政府は来年4月から外国人技能実習生を3年期間から5年間に延長させる。



を失ってはいけない。定年退職で「さよなら」はいけ

ない。労働運動を枯らせない。

9月22日、「JPネット大阪」で組織運動を担っている川越俊巳さんを招き、「JPネット大阪の取り組み・学習と職場交流、ニュースの発行 40年の継続は離れた感覚をなくす！」のテーマで報告を受けた。

全通反合研からスタートして、1983年から2011年まで、「学習・交流・通信」を大切にニュースの発行、学習会(262回)の開催をして歴史を作ってきた経過の報告があった。2011年3月の反合研総会では、世代交代とニュース発行300号を記念したレセプションを開き、反合研ニュースから労運研ニュースにバトンタッチをして85号の発行を継続した。2カ月に1回の会議とニュース発行のこだわり、職場状況の共有を大切に組織づくりを続ける。退職者も職場状況は手に取るように把握できる。労働運動に退職がことを痛感した。

メトロコマース20条裁判

人間として扱え！ 次回は結審11月19日

東京メトロ駅売店の非正規労働者でつくる全国一般東京東部労組メトロコマース支部が、正社員との賃金差別をなくすために起こした裁判で、控訴審の証人（原告本人）尋問が、9月26日10時30分、東京高裁で開かれた。



裁判所へ発するシュプレヒコール

昨年3月に東京地裁が非正規差別を容認する不当判決を出したことに對し、控訴した。これまで2回の口頭弁論（東京高裁）を行った。その後の裁判は昨年11月から今年7月にかけて非公開の進行協議を4回開いてきた。

約11カ月ぶりに公開の法廷に戻って審理する今回は、後呂支部委員長の証人（原告本人）尋問の主尋問（組合側弁護士からの尋問）と反対尋問（会社側弁護士からの尋問）が行われた。控訴審におけるヤマ場といえる重要な法廷になった。

証人尋問は、正社員と非正規労働者の仕事内容に違いがないことを述べ、いかに非正規労働者が差別によって生活苦

・無権利状態に置かれて
いるかを訴えた。

「会社との団体交渉で
会社は私たちにこう言い
放った。『いまどき路頭に
迷う社員がいるのか』。そ
のときは、驚いて言葉を
失いました。会社は非正
規の現状を知ろうともし
ていない。まったく関係
のない存在だと思ってい
る。その言葉が本当に悔
しかった。同じ仕事をし

ている。せめて毎月安心
して暮らせるようにして
ほしいだけなのです」。

20分の証言はまさに2
千万といわれる非正規労
働者の置かれた現状を訴
えるものだった。閉廷後
は、裁判所前で報告会を
開き、裁判所に向けてシ
ュプレヒコールをあげた。

◆第4回控訴審は結審で、
11月19日（月）13時30分
（812号法廷）

東日本郵政20条裁判が結審 判決12月13日 諸手当100%・賞与の完全支給を勝ち取る

東日本郵政20条裁判は、6月1
日の最高裁判決（ハマキョウレッツ



裁判所に隣接したの弁護士会館で開いた報告会

クス・長澤運輸事
件）を見てからと
いう裁判長の意向
で6月18日の進行
協議を挟んで8月
2日に結審を予定
していた。しかし、
弁論当日に被告側
から裁判の進行に
関する「上申書」
（原告が主張した
被告の故意・過失
に対する反論の必
要がある）の提出
があった。

「裁判官は最高裁まで行
く案件であり、十分な主張
と立証を踏まえた上で最高
裁の判断を仰ぎたい」とい
見方だと弁護団は示した。
そのために1期日設けるこ
とになり、結審は延期され
た。そして、9月26日、15
時00分、東京高裁で第5回
控訴審（結審）は、当該組
合と支援者で傍聴席を埋め
た。開廷して裁判長が席に
着くと「判決は12月13日、
14時」と延べ、判決日を確
認しただけの法定になっ
た。

閉廷後は裁判所に隣接す
る弁護士会館に60人が詰め
かけ報告集会を開いた。冒
頭、日置郵政産業界労働者ユ
ニオン委員長から、「労使
の合意なく正社員の待遇を
引き下げたことを許さな
い。私たちは、この裁判勝
利で、労使合意をしたと言
われる正社員待遇引き下げ
は違法なんだと明らかにし
たい。勝つことにより郵政
だけでなく全国2000万人
を超える非正規労働者の
待遇改善を勝ち取りたい」
と力強く挨拶をした。